

広島県告示第三百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成二十二年広島県告示第七百六十八号で認可した広島圏都市計画下水道事業（広島平和記念都市建設事業）広島公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十四年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画下水道事業（広島平和記念都市建設事業）広島公共下水道

三 事業施行期間

昭和二十六年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

平成二十二年広島県告示第七百六十八号の事業地のうち、広島市西区扇二丁目、南区大州五丁目及び安佐南区西原三丁目の一部を変更する。

使用の部分

変更なし